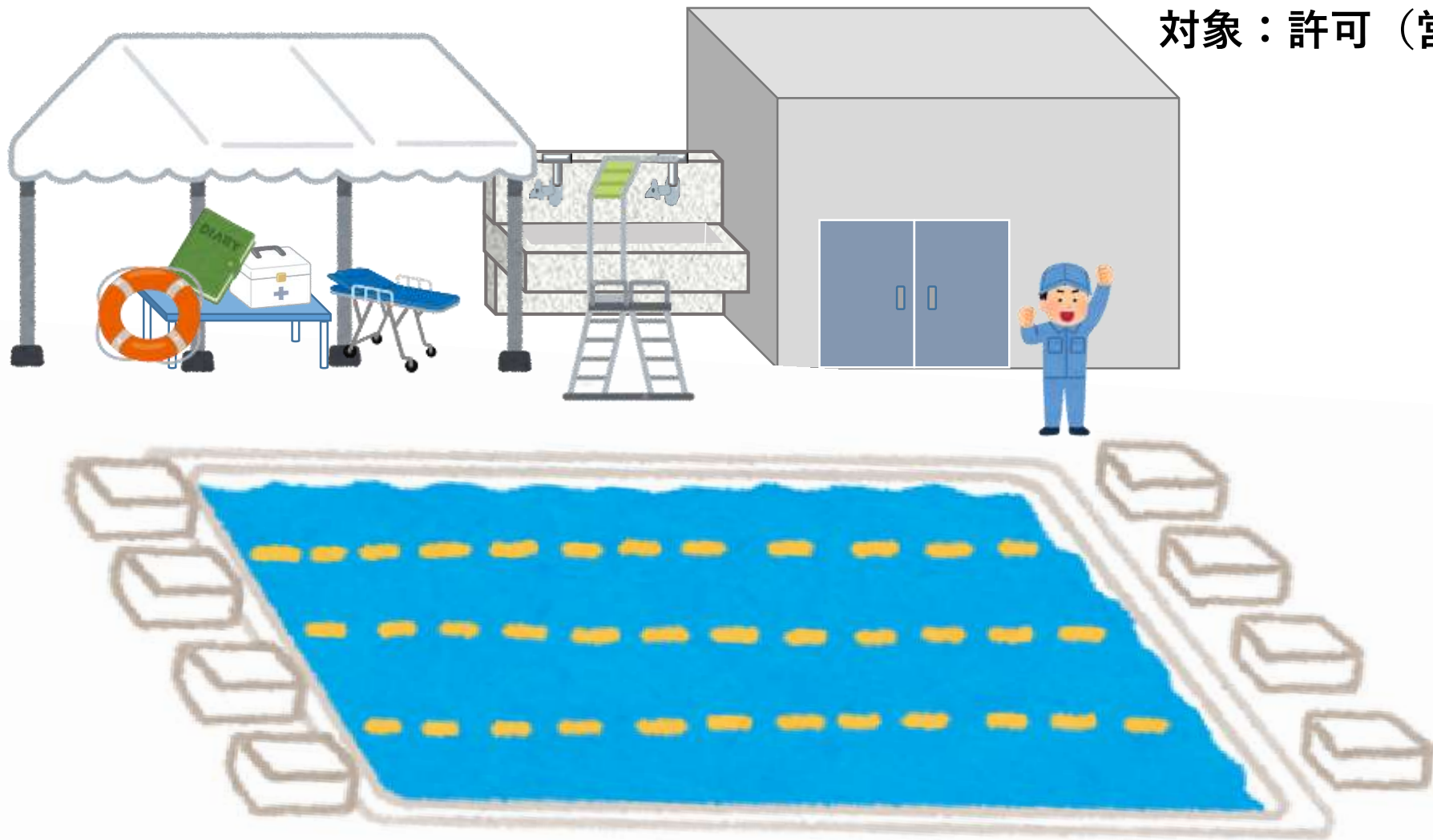


プール施設の衛生管理について(基礎編)

対象：許可（営業）プール



はじめに

プール施設は多くの人に多くの楽しみを与える施設です。

その一方で命を奪うこともある施設でもあります。

そこで東京都では、プール施設を経営、運営するにあたり、**プール等取締条例**が定められています。

条例には、プール施設の経営者や管理者の方々におさえてほしい管理のポイントが記載されています。

管理者の仕事を追いながら管理について説明します。





Aさんとはある許可（営業）プールの管理者です。

管理者とは許可経営者がプール等における公衆衛生及び安全の確保に必要な措置を講ずるために施設ごとに選任する者のことをいいます。

東京都プール等取締条例

第五条

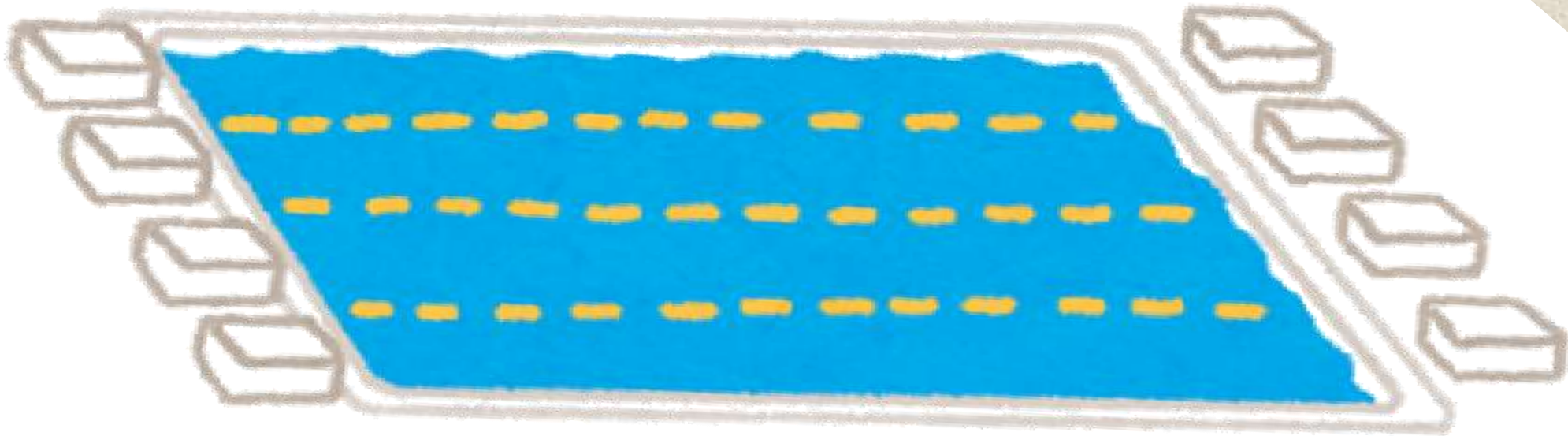
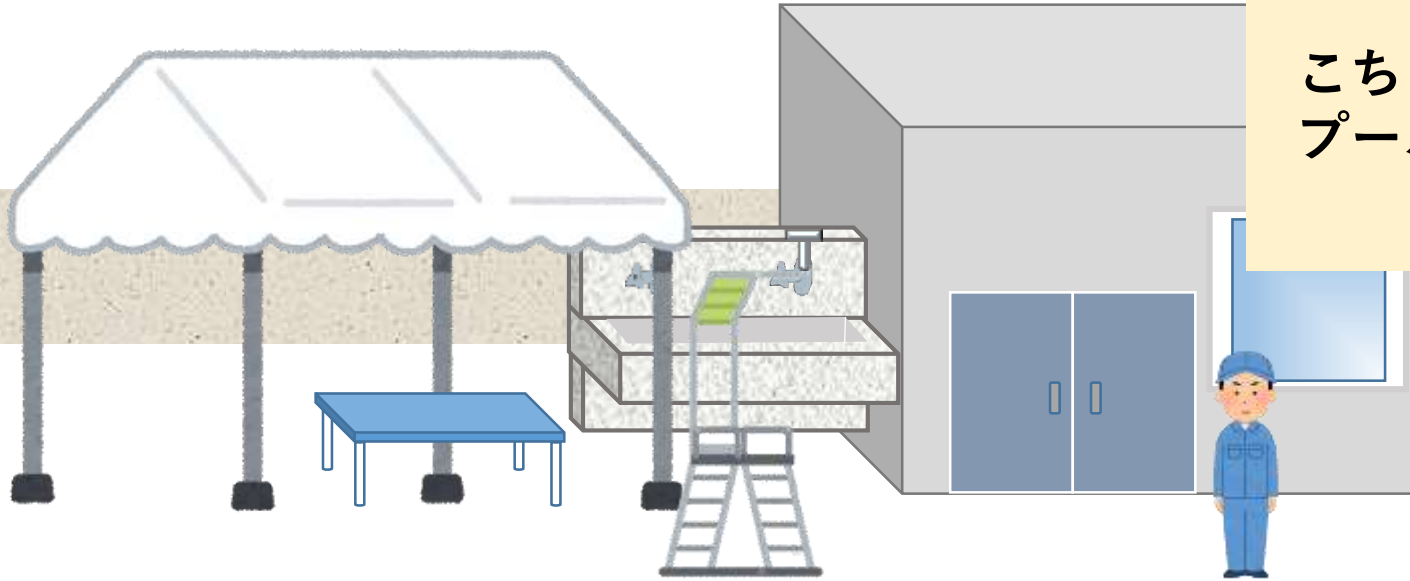
許可経営者及び第三条第二項の規定により届出をした者(以下「届出経営者」という。)は、プール等における公衆衛生及び安全の確保に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 施設内は、常に整頓し、水泳者が利用する場所は、毎日一回以上清掃すること。
- 二 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
- 三 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- 四 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- 五 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

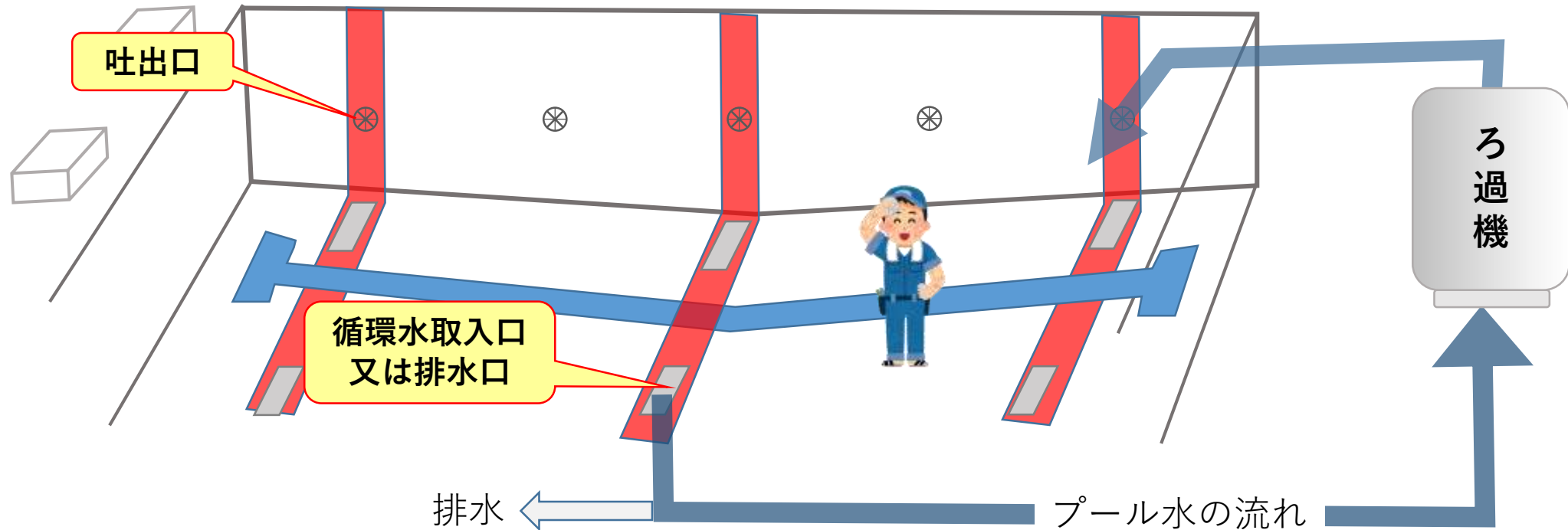
第六条

許可経営者は、第五条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

こちらがAさんの管理する施設です。
プールは7月から9月の間のみ営業します。



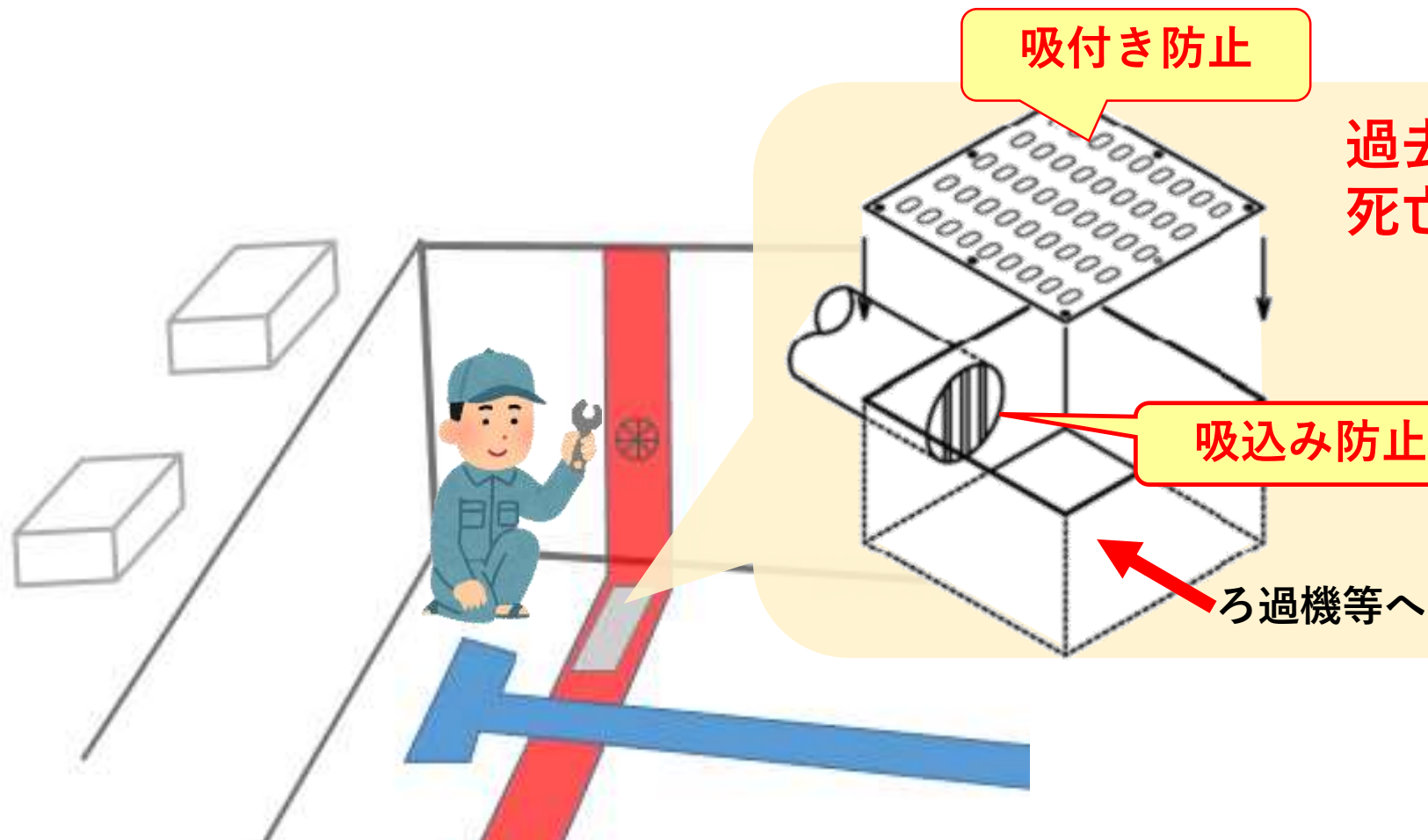
プールは営業再開前に排水、清掃を行い、水はり前に安全確認を行います。
プール内部の側面および底部には、排水口や、プール水をろ過機に取り込み水中のごみ等を除去したうえで再度、プール内にもどす循環水取入口があります。



東京都プール等取締条例

施行規則 別表第二 第二

- 一 プール水は、貯水槽ごとに一年に一回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。
その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。



過去に整備不良が原因で
死亡事故が起こっています！

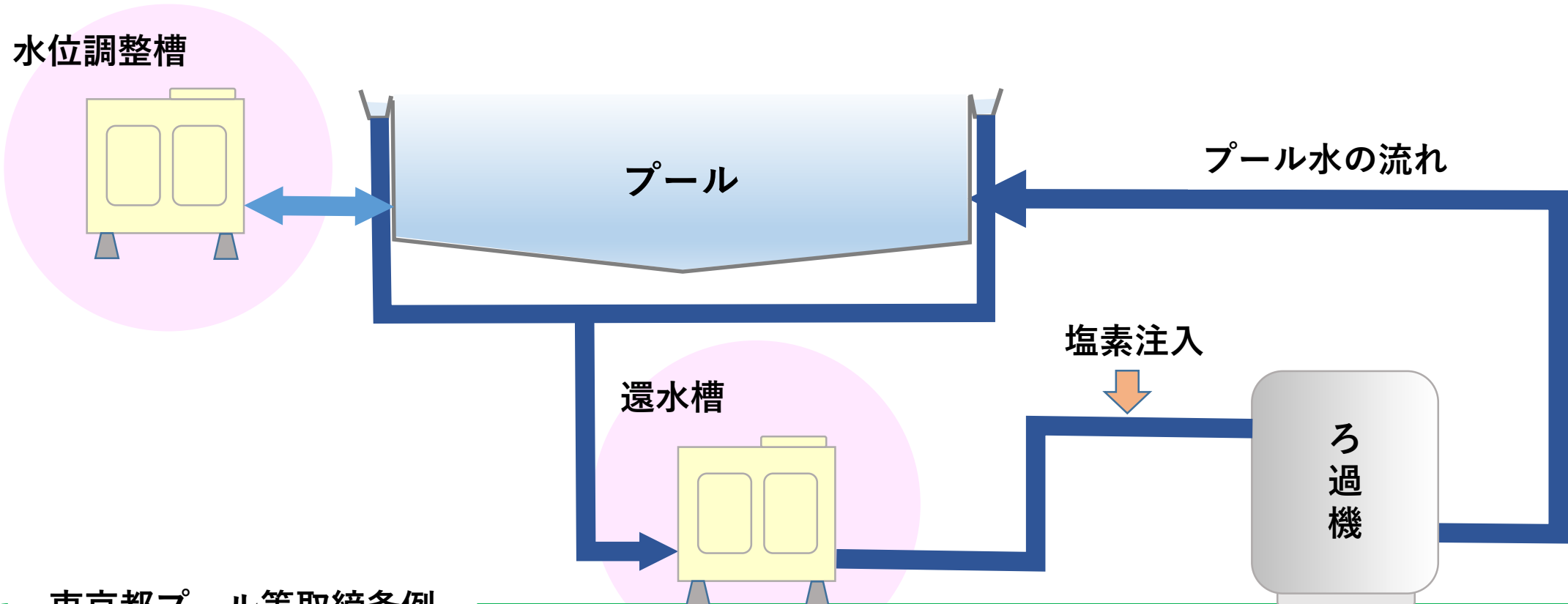
吸い込み防止金具等の
設置や固定の状況を
確実に点検し、
記録を残しておくことが
大切です。

東京都プール等取締条例

施行規則 別表第二 第二

- 一の二 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等 及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。

施設によっては水位調整槽や還水槽と呼ばれる貯水槽があります。
プールを調整する等の役割がある貯水槽ですが、こちらも年1回以上清掃する
必要があります。

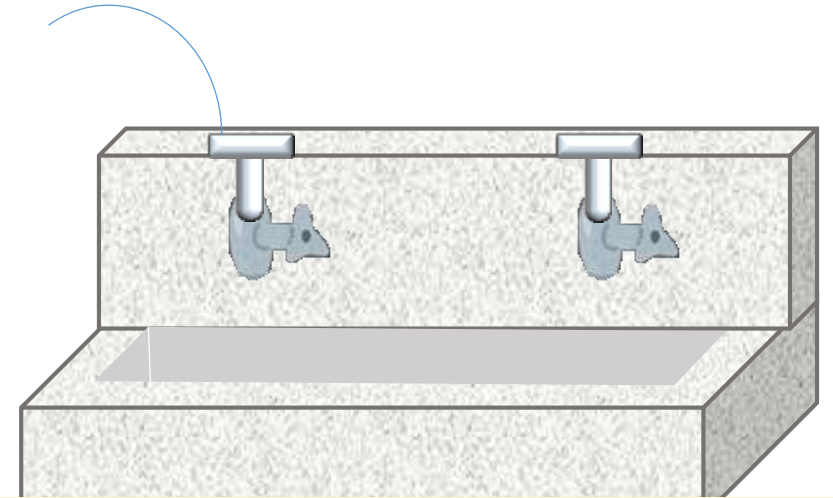


東京都プール等取締条例

施行規則 別表第二 第二

一之三 水位調整槽及び還水槽の清掃は、一年に一回以上行うこと。また、水位調整槽及び還水槽の点検は、適宜行うこと。

プールサイドや更衣室なども清掃を行います。
その際、床面等に危険個所がないか確認します。
素足で利用する場所なので注意が必要です。



洗眼器やシャワー等は目づまりしている
場合があるので確認、改善します。

東京都プール等取締条例

施行規則 別表第二 第一

- 一 施設又は区域には、じんかいその他の汚物を停滞させないこと。

救命器具を確認し、すぐ使用できるように準備します。



救命器具とは、

- ・救命浮輪および麻なわ
- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・搬送用担架
- ・救急用セット（三角巾、絆創膏、包帯、ガーゼ、止血帯、ピンセット及び消毒薬等）
- ・口対口人工呼吸用感染防止補助具
- ・毛布等 があげられます。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

三 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。

緊急時の体制も確認します。

溺水など急な事故が起こると慌てて迅速な対応ができないことがあります。

フロー図等に連絡先を記載し、内線電話の近くに掲示する等、すぐに対応できるように連絡体制を備えておくとともに、他職員と情報共有しておきましょう。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

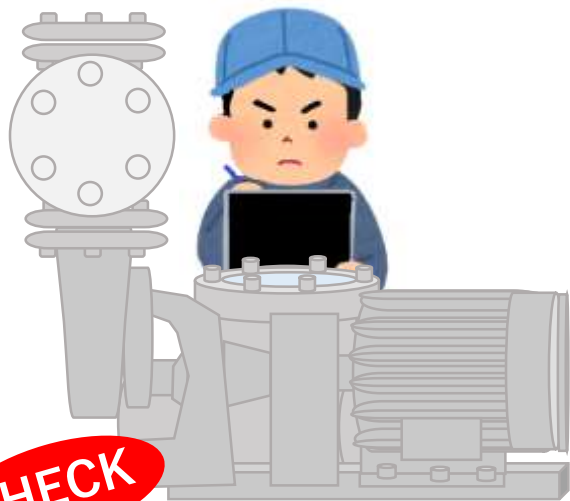
九 救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

十 疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく知事に届け出ること。

ろ過機や塩素注入器等といった設備について、通常通りに作動しているかを点検します。
専門業者へ点検を委託している場合は営業前に行えるように日程調整します。

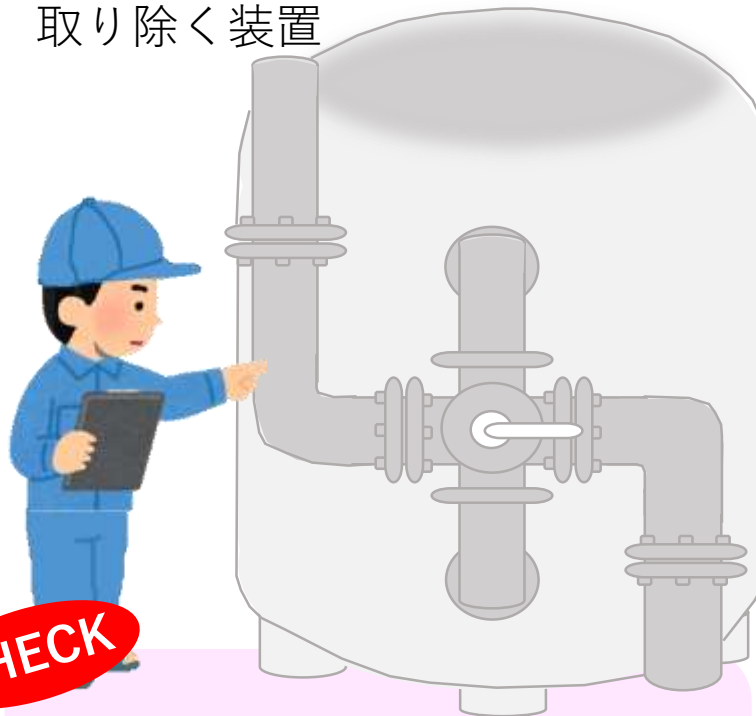
<設備例>

ポンプ：プール水を圧力で送水する設備



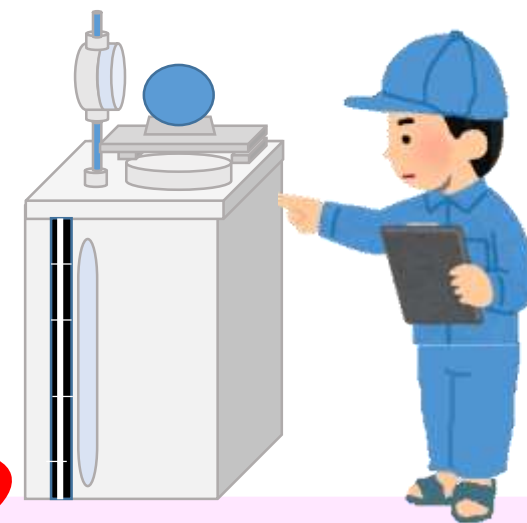
- ・ 破損の有無
- ・ 水漏れ
- ・ 異音など

ろ過機：プール水の微細なごみを取り除く装置



- ・ ろ材の状態
- ・ 水漏れ
- ・ 圧力計など

塩素注入機：プール水に塩素剤を注入する装置



- ・ 弁のつまり
- ・ 注入ポンプのエア噛み
- ・ 残量など

日誌や残留塩素測定器といった営業再開後に必要になるものについても整備や準備をしておきます。

日誌には以下の項目が必要です。

- ・ 開場時間、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況
- ・ 新規補給水量
- ・ 遊離残留塩素濃度等の測定結果(毎時)
- ・ 設備の点検及び整備の状況等
- ・ 施設の清掃状況 など



残留塩素測定器のセルが劣化している場合は交換が必要です。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

十一 開場中、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を三年間保存しておくこと。

また、監視等にあたる職員へ、事故防止対策、事故発生時の対応や安全・衛生管理に必要な事項について、事前に研修及び訓練を行っておくことが必要です。
実施した記録はプール日誌に記録しましょう。



東京都プール等取締条例

条例施行規則 別表第二 第一

二の二 許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。

施設の開場時間や利用者への注意事項を目につきやすい場所に表示しておきます。あらかじめ利用者に注意喚起することで、施設内での事故防止を促します。

利用者の注意事項

- 一 プール内では監視人の指示に従いましょう。
- 二 かぜ、咽頭結膜熱（プール熱）その他感染性の病気にかかって下痢等の症状のある人は、泳いではいけません。
- 三 飲酒者や保護者がいない幼児、ひどく疲れている人は、泳いでせん。
- 四 他の利用者に迷惑をかけるようなことをしたり、迷惑となる物ガラス製品などの危険な物や動物を持ち込んだりしてはいけません。
- 五 プールに入る前には、トイレを済ませ、体の各部をよく洗い、洗い落としましょう。
- 六 プール内では、鼻をかんだり、つばを吐いたりしてはいけません。
- 七 プールサイドで履物を使用したり飲食をしてはいけません。
- 八 泳ぎ終わったら必ず眼を洗い、うがいをし、シャワーで体の各洗いましょう。
- 九 その他、水泳者の安全及び衛生を損なうような行為をしてはいけません。

- 第五条 三 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。
- 四 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。

条例施行規則 別表第二 第一 共通基準

- 四 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に開場時間を表示すること。
- 六 他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。
- 七 水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。